

## 1 障がい者虐待とは

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）では、

- ・ 障がい者虐待の定義
- ・ 国および地方公共団体の責務
- ・ 国民の責務
- ・ 障がい者虐待の早期発見
- ・ 養護者による障がい者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の防止
- ・ 使用者による障がい者虐待の防止

等について規定しています。

### (1) 障がい者虐待の定義

「障害者虐待防止法」では、障がい者が「養護者」や「障害者福祉施設従事者等」および「使用者」から不適切な行為や扱いによって権利・利益を侵害される状態、生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれることを「障がい者虐待」と定義しています。

#### 【図表1】 障害者虐待防止法の用語説明

##### ア 障がい者

障がい者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう。

- ※ 障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要となります。

##### イ 養護者

障がい者を現に養護（身の世話・身体介護）や金銭管理等を行っている障がい者の家族、親族、同居人等

##### ウ 障害者福祉施設従事者等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に規定する「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業は以下のとおり

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設</li> <li>・ のぞみの園</li> </ul>	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス事業</li> </ul>	居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，療養介護，生活介護，短期入所，重度障害者等包括支援，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，就労定着支援，自立生活援助および共同生活援助
	一般相談支援事業および特定相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動支援事業</li> <li>・ 地域活動支援センターを運営する事業</li> <li>・ 福祉ホームを運営する事業</li> <li>・ 障害児相談支援事業</li> <li>・ 障害児通所支援事業</li> </ul>	児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援および保育所等訪問支援

エ 使用者

障がい者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

## (2) 障がい者虐待の種類

「障害者虐待防止法」では、障がい者虐待を「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放任（ネグレクト）」、「経済的虐待」の5つに分類しています。

【図表 2】 障がい者虐待の例

区 分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ，痛みを与える行為。身体を縛りつけたり，過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平手打ちする</li><li>・殴る</li><li>・蹴る</li><li>・壁に叩きつける</li><li>・つねる</li><li>・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる</li><li>・やけど</li><li>・打撲させる</li><li>・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける，医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する，ミトンやつなぎ服を着せる，部屋に閉じ込める，施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）</li></ul>
性的虐待	<p>性的な行為やその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・性交</li><li>・性器への接触</li><li>・性的行為を強要する</li><li>・裸にする</li><li>・キスする</li><li>・本人の前でわいせつな言葉を発するまたは会話する</li><li>・わいせつな映像を見せる</li></ul>
心理的虐待	<p>脅し，侮辱等の言葉や態度，無視，嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p>

	<p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「バカ」「あほ」等の障がい者を侮辱する言葉を浴びせる</li> <li>・怒鳴る</li> <li>・ののしる</li> <li>・悪口を言う</li> <li>・仲間に入れない</li> <li>・子ども扱いする</li> <li>・人格をおとしめるような扱いをする</li> <li>・話しかけているのに意図的に無視する</li> </ul>
<p>放棄・放任 (ネグレクト)</p>	<p>食事や排泄，入浴，洗濯等身の世話や介助をしない，必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって，障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化，または不当に保持しないこと。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や水分を十分に与えない</li> <li>・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している</li> <li>・あまり入浴させない</li> <li>・汚れた服を着させ続ける</li> <li>・排泄の介助をしない</li> <li>・髪や爪が伸び放題</li> <li>・室内の掃除をしない</li> <li>・ごみを放置したままにしてある等，劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>・病気やけがをしても受診させない</li> <li>・学校に行かせない</li> <li>・必要な福祉サービスを受けさせない，制限する</li> <li>・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する</li> </ul>
<p>経済的虐待</p>	<p>本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金，賃金を使ったり勝手に運用し，本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p><b>【具体的な例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金や賃金を渡さない</li> <li>・本人の同意なしに財産や預貯金を処分，運用する</li> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない，使わせない</li> <li>・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない</li> </ul>

【図表 3】 障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○ 障がい者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別に整理

所在 場所  年齢	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設						企業	学 校 病 院 保 育 所
		障害者総合支援法		介護保 険法等	児童福祉法				
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系, 日中系, 訪問系, GH等含む)	相談支援 事業所	高齢者 施設等 (入所系, 通所系, 訪問系, 居住系 等含む)	障害児 通所支援 事業所	障害児 入所施設 等(注1)	障害児 相談支援 事業所		
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者支 援 (都道府県) ※			—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	改正児童 福祉法 ・適切な 権限行使 (都道府県)	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)		
18歳以上 65歳未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待者支 援 (市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県市 町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県市 町村)	—  【特定疾病4 0歳以上】	(20歳まで) (注2) —	【20歳まで】 —	—	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県労 働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的 防止措置 (施設長)
65歳以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待者支 援 (市町村)			高齢者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—	—	—		

※ 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。  
 なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

(注1) 里親, 乳児院, 児童養護施設, 障害児入所施設, 情緒障害児短期治療施設, 児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ